要介護認定者等の障害者控除の確認フロー

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していますか。

所持している → 手帳により障害者控除が受けられます。手続きについては、税務署または市役所市民税担当課にお問い合わせください。

所持していない ↓

②要支援認定・要介護認定を受けていますか。

受けていない → 要介護認定者等の障害者控除の対象外です。

受けている ↓

③年齢は６５歳以上ですか。

６５歳未満 → ①他市町村で認定を受け、箕面市の住所地特例施設に入所している場合（住民票が箕面市）
②他市町村で認定を受け、その後箕面市に転入し、保険者が変更になった場合（保険者が箕面市）

上記①、②いずれかの場合は、認定を受けた市町村に認定審査会資料を請求したうえで、その資料を添えて箕面市に申請をしてください。
①、②に該当しない場合は、介護保険被保険者証に記載の保険者（市町村）にお問い合わせください。

６５歳以上 ↓

④箕面市で要支援認定・要介護認定を受けていますか（保険者は箕面市ですか）。

他市町村で受けた → 上記①、②いずれかの場合は、認定を受けた市町村に認定審査会資料を請求したうえで、その資料を添えて箕面市に申請をしてください。

箕面市で受けた ↓

「障害者控除対象者認定申請書」に記入し、みのおライフプラザ窓口へ提出または郵送してください。
要支援認定・要介護認定を受けたときの認定調査票及び主治医意見書を確認し、障害者控除の対象要件に該当するかを確認します。

※毎年１２月末日時点の認定状況で判定するため、最速でも対象年の翌１月の確認となります。対象者が亡くなられている場合は、死亡日で判定するため、すぐに確認が可能です。
※要介護認定・要支援認定を受けている場合でも、必ず障害者控除の対象に該当するわけではありません。
※本人やご家族など、税の申告をする立場のかたがご申請ください。

該当しない → 該当しない旨の通知書を送付します。この通知書では障害者控除は受けられません。

該当する → 該当する旨の証明書を送付します。証明書を確定申告の際に添付してください。

※確定申告の手続きについては、税務署にお問い合わせください。